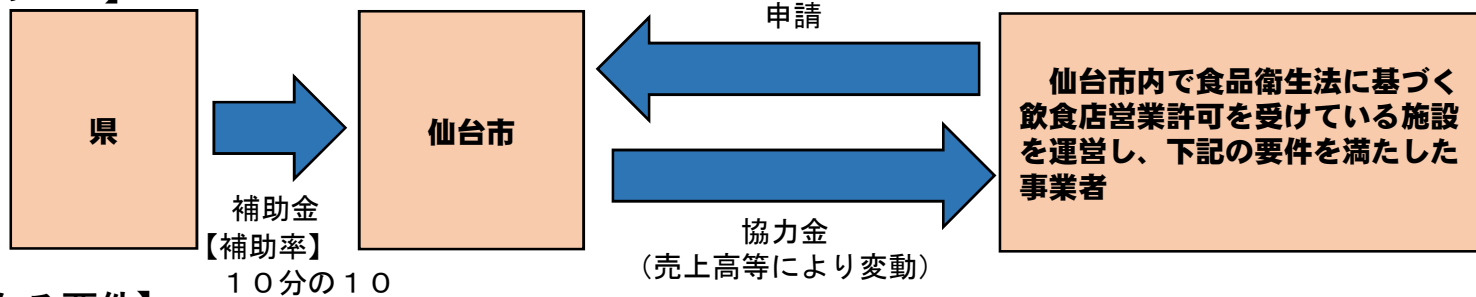


新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

(仙台市適用分 令和3年4月5日午後8時～令和3年5月6日午前5時要請分)

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日(月)午後8時から令和3年5月6日(木)午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

- ◎令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後8時から令和3年5月6日(木)午前5時の期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
 - ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までの間に限る。
 - ※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
 - ※感染状況によっては、5月6日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～10万円	10～25万円	25万円～
中小企業者	A売上高による方法	4万円/日	4～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可
 ※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×3日間となります。
 ※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

※R3.3.25～R3.4.12までの営業時間短縮要請に伴う協力金支給の変更点

	要請期間	支給額
変更前	R3.3.25～R3.4.12 (18日間)	72万円 (4万円/日)
変更後	R3.3.25～R3.4.5 (11日間)	44万円 (4万円/日)